

迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 中間とりまとめの概要（案）

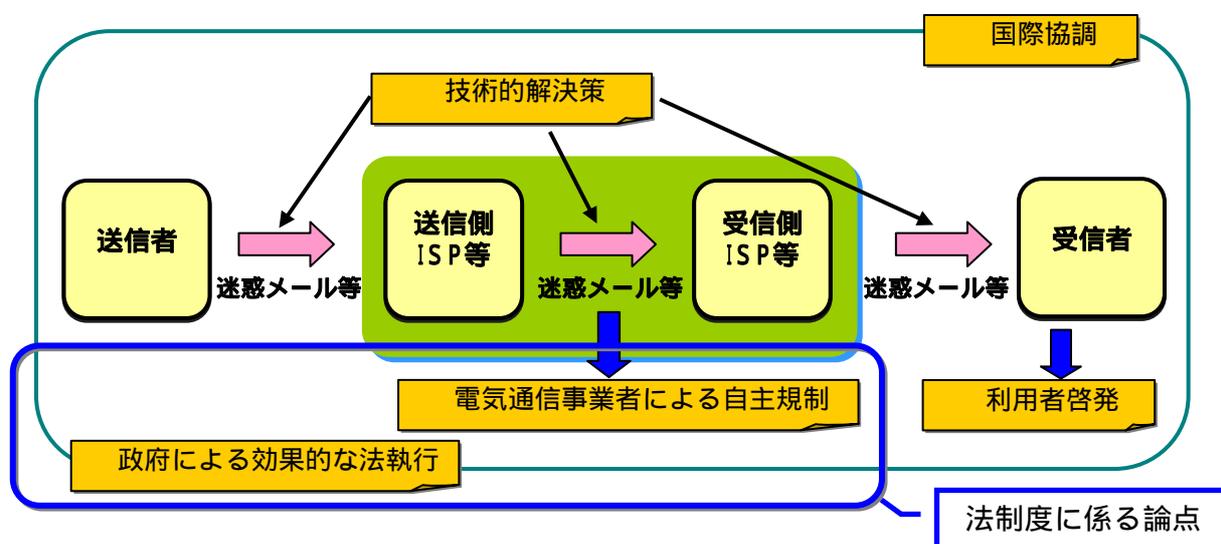
【1．迷惑メールの現状】

携帯電話等を中心とした、受信者の同意を得ず一方的に送信される広告・宣伝目的の電子メール（いわゆる迷惑メール）については、平成14年7月に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（以下「特定電子メール法」という。）が施行されたところである。

この法律による取り締まりや、電気通信事業者の自主的対応により、迷惑メールへの対応は一定の成果を上げているところであるが、近年、送信行為の巧妙化・悪質化等が進行しており、未だ迷惑メール問題は解決していないという状況が続いている。

【2．対策の検討の方向性】

迷惑メール対策の検討を総合的に進めるにあたり、行政・電気通信事業者・利用者といったそれぞれの立場における対応方策など、さまざまな観点からの検討が考えられるが、本研究会では、以下の図に示すように技術的な解決策、国際協調の観点も含めた多面的な検討を行うこととし、中間とりまとめにおいては、特に法制度に係る論点（下図ののうち法制度の見直しに係る部分とのうち特定電子メール法第10条による電気通信事業者の対応に係る部分）についての検討を行い、その基本的方向性を示すこととした。



【3. 法制度に係る論点についての基本的方向性】

個別論点に係る検討結果の概要は以下のとおりである。

政府による効果的な法執行

(1) 「特定電子メール」等の定義の見直しについて

SMSによる送信について

最近被害が増加している、携帯電話同士で短い文字メッセージを電話番号あてに送受信するSMS（ショートメッセージサービス）による広告宣伝メールの送信についても、受信者にとってはSMTP¹を利用した電子メールと変わりなく利用されているものであることから、特定電子メール法の対象に追加することが適当と考えられる。

*1 シンプルメールトランスファープロトコル。インターネットで電子メールを送信する際に、一般的に用いられている通信方式。

事業用メールアドレスに対する送信について

個人が私的に利用している場合のほか、企業や事業を営む個人が利用している電子メールアドレス（事業用メールアドレス）に対する送信を行う場合についても、受信者にとって望まない広告宣伝メールを受信しないことの利益、大量の迷惑メールを受信することによる弊害については異なるところがないため、特定電子メール法の対象に追加することが適当と考えられる。

(2) 架空アドレスあてメール送信を禁止する範囲について

現在法第5条において禁止されている架空アドレスあてのメール送信は、「自己又は他人の営業についての広告又は宣伝」のための送信であることが要件とされているが、これに含まれない

- ・ 実在するアドレスを割り出すための内容のない電子メールを送信する場合
- ・ 有料サイトへの誘因にさきだつて友人を装った電子メールを送信する場合

などの送信行為についても、電気通信事業者の設備に不要な負荷を与え、電子メールの送受信上の支障を広く引き起こすという弊害は同様に生じるため、広告宣伝目的の送信に限定されている対象範囲を見直すことが適当と考えられる。

(3) 自動アドレス収集行為による送信行為への対応について

自動的に web 上から電子メールアドレスを収集して送信する迷惑メール送信行為が行われ、電子メールアドレスを広く公開している利用者に対する迷惑メールの集中の原因となっているのではないかと考えられるが、web 上からの収集行為そのものは公開されている web 上の情報を検索・収集しているにすぎないため、法制度上で禁止することは適当ではないと考えられる。

(4) 悪質な違反行為への取り締まりの強化について

現在、特定電子メール法に違反した送信行為への取り締まりとしては、総務大臣の措置命令がまず行われ、それに違反した場合にはじめて刑事罰の対象となるものとされているが、重大な法益侵害をもたらすおそれのある悪質な送信行為については、措置命令や電気通信事業者による自主的対応での対処とあわせ、送信者に直接刑事罰を科すことも検討することが適当と考えられる。

(5) オプトイン方式について

諸外国の中には、受信者があらかじめ承認した場合に限り広告宣伝メールの送信を認めるオプトイン方式を採用している国もあるが、制度が導入されてからまだ日が浅く、迷惑メール対策としての効果が未だ明確ではない。

オプトイン方式では、広告宣伝メールの送信者への制約がオプトアウト方式に比して厳しいものとなるため、迷惑メール対策としての有効性について継続的に注視するとともに、当面はオプトアウト方式のもとでの取り締まりの効果的な実施を図ることが適当と考えられる。

電気通信事業者による自主規制

(6) 電気通信事業者による役務提供の拒否について

法第 10 条において規定されている、電気通信事業者が役務提供を拒否できる事例については、実際に電気通信事業者が役務の提供を拒否することについて正当性があると考えられる場合のうち一部の例示であり、これ以外にも正当事由の認められる場合は多く存在する。

法律上に事例を明記する場合には、まぎれの生じない厳格な範囲に限定する必要があることを踏まえつつ、正当性のあると考えられる具体的な事例の整理を進める必要があると考えられる。

【 4 . 今後の検討事項】

この中間とりまとめで方向性を示した法制度に係る対応方策についても、実効性の確保のためには電気通信事業者による自主的対応や技術的解決策等に係る対応方策との連動が必要である。

したがって、本研究会ではこれらの論点に関する検討を継続して進め、最終的なとりまとめとして総合的な迷惑メール対策のパッケージを提示することとする。